

企業参入コーディネーター業務委託仕様書

1 目的

佐賀県において、将来、担い手の確保が見込めないまとまった農地を企業参入向けに情報発信し、新たな担い手として、経営力のある企業や農業法人等による農業参入・規模拡大を行うため、参入を希望する企業等に向けた農地見学イベント「Open Farmland」を開催。その後、企業との連絡調整を実施することで、円滑なマッチングを進め、農業参入につなげることを目的とする。

■「Open Farmland」とは

県内での企業による農業参入を加速化させるために開催する学校等で校舎を開放して行われるオープンキャンパスの農地版。各エリアのまとまった農地に県内外の企業を呼び込んで、実際に見学してもらい、佐賀県への農業参入を検討してもらうために実施する「農地と企業のマッチングイベント」。

2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県（以下、県という）と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、県と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

3 業務概要

（1）業務項目

① Open Farmland の企画・管理・調整等業務

◎ 必須項目

- ・ 県が提案するエリアの市町担当者及び県内外企業等との連絡調整
- ・ 県が提案する異なる対象エリアで、Open Farmland を 3 回以上実施すること

② Open Farmland の運営業務

- ・ 20 社／回以上の企業を呼び込み、イベントごとにその半数を異なる企業とすること
- ・ イベント当日の進行に当たり必要な農地見学ルート、配布資料等を作成すること
- ・ イベントが滞りなく実施できるよう適切な人員を準備し、配置すること
- ・ イベントに必要な物品、機材等の調達、運搬、管理を行うこと

※ Open Farmland の開催場所及び日時は、県と協議の上、決定するものとする

③ Open Farmland の情報発信業務

イベント開催当日までのスケジュールを考慮し、数多くの企業を集客できるよう広告媒体や広告種類、配信スケジュール等を検討し、効率的な呼び込みを行うこと
また、周知を行う企業数は 1 万社以上を目標とすること

④ Open Farmland 参加企業との連絡調整

Open Farmland に参加した企業から希望する条件を聞き取り、マッチングに向けて個別

の連絡調整、相談対応等を行う。

⑤ その他必要な業務

その他、本仕様書に記載のない事項については、その都度県と協議を行い、決定する。

(2) 履行場所

佐賀県内一円

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 13 日 (金) まで

5 契約上限額

3, 0 8 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

6 代金の支払方法

完了払とする。

7 提案を求める事項

(1) コーディネーター業務全体の実施方針、実施体制、スケジュール

(2) Open Farmland の企画提案

(3) Open Farmland 開催後の企業とのマッチング方法に係る企画提案

8 成果物

次に掲げる成果物を、契約終了日までに納めるものとする。

(1) 委託業務の実施・分析結果を記載した「業務完了報告書」 1 部

※ 連絡した企業数、イベント実績、企業との調整の進捗及び分析結果等を記載

(2) 写真や映像等の履行状況が確認できるもの 1 部

(3) その他実施内容の確認に必要とする資料 1 部

9 業務遂行上の留意事項

(1) 業務の遂行に当たり、第三者（本県及び決定委託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(2) 決定委託業者が本業務により制作したデータ、写真、映像、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、決定委託業者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、決定委託業者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこと。

(4) 決定委託業者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、決定委託業者に以下の事項を義務付ける。

① 業務上知り得た個人情報の秘密保持の確保、第三者への情報提供の禁止

② 受託業務目的外の利用の禁止

③ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止

④ 業務従事者による個人情報保護の誓約

⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

- (6) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と決定委託業者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。また、再委託をする場合は、本仕様書等に定める事項を遵守するよう、必要な措置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は決定委託業者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、管理方法を報告し、承認を得ること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と決定委託業者で協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と決定委託業者の協議の上、変更することができるものとする。